

令和8年度製作鶴岡市指定ごみ袋広告募集要領

1 趣旨

令和8年度製作の鶴岡市指定ごみ袋について、鶴岡市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、廃棄物処理事業の財源確保と地域産業の振興を目的に、有料広告の募集を行います。

ただし、広告媒体である指定ごみ袋の製作は、令和8年度鶴岡市一般会計予算の成立を前提とするものであり、予算の状況によっては、指定ごみ袋を製作しない、または第4項第4号に規定する製作予定枚数を減らす場合があります。

2 広告の申込対象者

次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 市税その他市の徴収金に滞納がある者
- (2) 広告を掲載することが適当でないと市長が認める者

3 広告掲載の基準

掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 市の公共性、公益性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (4) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (5) 政治性があるもの
- (6) 宗教性があるもの
- (7) 意見広告
- (8) 個人の名刺広告
- (9) その他、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

4 広告媒体

広告媒体は以下のとおりです。

- (1) 広告媒体 令和8年度に製作する指定ごみ袋のうち、もやすごみ（大）
- (2) 寸法 0.03 mm × 400 mm × 700 mm
- (3) 容量 30 リットル
- (4) 製作予定枚数 742 万枚（10 枚を 1 袋として販売）
- (5) 本体の色 乳白色（DIC株の色見本（ポリエチレン用着色剤）による品番 DIC-N946 と同等の色）
- (6) 文字の色 茶単色（DIC株の色見本（ポリエチレン用着色剤）による品番 DIC-N756 と同等の色）
- (7) 販売予定期間 令和8年秋頃から令和9年秋頃
- (8) 販売場所 鶴岡市及び三川町の小売店（スーパー、コンビニ等）

(案)

(9) その他 もやすごみ(大)指定ごみ袋のデザインは、**別図**のとおり。

5 広告の規格等

広告の規格等は以下のとおりです。

- (1) 広告のサイズ 縦 12 cm × 横 29 cm
- (2) 広告の位置 **別図**のとおり。
- (3) 印刷の色 1色刷りとし、色は指定ごみ袋の文字の色と同色とします。
なお、文字やイラストなどにグラデーション(色の濃淡)をつけることはできません。

6 指定ごみ袋「もやすごみ(大)」の販売スケジュール

製作・販売に係るスケジュールは概ね以下のとおりを予定しています。

- (1) 入 札 令和8年4月
- (2) 納 品 令和8年9月
- (3) 販売開始 令和8年秋頃(10月以降を予定)
- (4) 販売終了 令和9年秋頃(店頭在庫がなくなるまで)

7 広告掲載料

広告掲載料は、税込300,000円以上の任意の金額とします。

8 広告の募集

広告の募集は、市のホームページやSNS等で行います。

9 申込方法等

広告の掲載を申し込む場合は、指定ごみ袋広告掲載申込書(様式第1号)に事業活動の概要がわかる資料(会社のパンフレット等)と掲載しようとする広告案(既存の広告等、掲載しようとする内容がわかる程度のもので構いません。)を添えて、**令和8年3月10日(火)まで**にお申し込みください。

なお、必要に応じて、内容等について問い合わせを行う場合があります。

また、要綱第6条に定める鶴岡市広告掲載申込書(要綱様式第1号)については提出は不要です。

10 掲載決定の手続き

申込みのあった事業者及び広告内容について、第2項及び第3項に適合しているか審査を行い、掲載の可否については鶴岡市広告掲載決定通知書(要綱様式第2号)又は鶴岡市広告不掲載決定通知書(要綱様式第3号)により通知します。

応募者数が広告の枠数を超える場合は、要綱第8条に定める順位によらず、次の順位により決定するものとし、それでも順位が決定できない場合は、抽選により広告の掲載者(以下「広告主」という。)を決定します。

- (1) 第1順位 申込金額の大きい事業者
- (2) 第2順位 市内に事務所又は事業所を有する企業・団体等

(案)

11 契約の締結

令和8年度鶴岡市一般会計予算の成立後に、広告主と別紙契約書（案）により契約を締結します。

12 広告原稿の作成及び提出

広告主は、広告の原稿を自己の負担により作成のうえ、JPEG形式、PDF形式、Word形式、Excel形式又はPowerPoint形式で、令和8年4月15日（水）までにご提出ください。

なお、広告の内容が第4項の掲載基準に抵触している場合や、法令等に違反しているかのような誤解を与える場合、指定ごみ袋の製作に支障が生じる場合などは、広告の修正を指示することがあります。

13 広告掲載料の納付

広告主は、広告掲載料を、市が発行する納付書を使用し令和8年4月30日（木）まで一括納付してください。

14 その他

- (1) 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。
- (2) 広告を掲載する権利を、本市の同意なく第三者へ譲渡等することはできません。
- (3) 広告掲載の決定後、自己都合により掲載を取り下げる場合は、契約の締結前までに申し出てください。
- (4) 期日までに原稿の提出がない場合や広告掲載料の納付がない場合、広告主が社会的信用を著しく失墜するような行為をした場合などは、契約を解除することがあります。詳細は別紙契約書（案）をご覧ください。

15 問合せ・申込み先

鶴岡市市民部環境政策課

〒997-0011 鶴岡市宝田三丁目13番6号

電話：0235-22-2848 FAX：0235-22-2879

E-mail：kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp